

別紙 1 平成 19 年度美里町事務事業評価 町民意見（パブリックコメント）への対応方針

【提出意見に対する町の考え方】

No	項目	ご意見・ご提言等の内容	町の考え方・説明	事務事業評価書の修正の有無・内容
個別事業に関すること				
1	1. 外国青年招致事業 (P27)	この事業で、ある程度英語が喋れる、読める能力が向上するなら評価できるが、週 1、2 時間での効果は疑問であり、やる前からわかるのではないか。ただ「してみようか」という程度の事業ではないか。	【教育総務課】 この事業の目的は「外国語指導助手を配置することにより、外国人と触れ合う機会を提供すると共にコミュニケーション能力を向上させる」ことです。正しい英会話に触れることにより、生徒のヒヤリングや発音等の向上に一定の成果を上げております。	【 修正 無 】
2	〃	TOEIC や全国学力一斉試験のような、内部評価でなく第 3 者の目を通した客観的な評価基準が必要である。	【教育総務課】 TOEIC は文部科学省と関連性がなく、学校教育に馴染むものではありません。また、全国学力・学習状況調査では英語の科目は含まれておらず、ご意見のような評価は難しい状況にあります。	【 修正 無 】
3	〃	それよりも、英語教員の叱咤激励のほうが効果的ではないか。	【教育総務課】 英語教員は、生徒の学力向上に向けて日頃より研修を積む等、個々に努力を致しております。	【 修正 無 】
4	2. 小・中学校就学援助事業 (P31)	この調書を見ても事業の内容が分からない。低所得者のための事業であればいいが、学力優秀者を伸ばす事業であれば客観的な評価基準を望む。	【教育総務課】 就学援助事業は学力優秀者の学業奨励を目的としたものではなく、非課税世帯や母子家庭など経済的理由によって就学が困難な児童及び生徒の保護者に対し学用品費、給食費、修学旅行費等を援助することにより義務教育の機会均等を図ることを目的としております。	【 修正 無 】
5	3. 学校教育用パソコン整備事業 (P33)	LAN 活用の目的がなければ単なる学校のステータス自慢話で終わってしまう。整備自体が目的であれば必要ないのではないか。	【教育総務課】 校内 LAN は、インターネットを活用した「調べ学習」の充実や教育用電子教材を共有するために必須の設備ですが、現在、全 10 校中 2 校しか整備されていません。 施策「(学校の) 教材設備の整備充実」の実現には、新しい教材ソフトに対応したパソコンの更新も必要ですが多額の費用を要することから、まず、全ての小中学校が校内 LAN を整備することを優先することとし、「校内 LAN を整備した小中学校の割合」を当該施策の指標に設定したものです。	【 修正 無 】

別紙 1 平成 19 年度美里町事務事業評価 町民意見（パブリックコメント）への対応方針

【提出意見に対する町の考え方】

6	4. 菊まつり事業 (P45)	評価項目として、入場者数、出展者数、鉢数はおおむね分かりやすい。しかし、計画目標が示されておらず達成率がわからないので評価ができないのではないかな。	【生涯学習課】 入場者数、出展者数、鉢数の計画目標は設定していません。 ただし、菊花展、菊づくり教室、研修会の開催件数は事業計画どおり実施しており達成率は 100% となっています。	【 修正 無 】
7	〃	一般出展者が 38 人では同好会ではないか。また、役場のロビーでの開催でいいのではないかな。	【生涯学習課】 美里町はもとより隣接市町から出展参加者を募り「県北菊まつり」を視野に開催しており、他市町村からの集客も図られ波及効果が期待できます。 展示会場は 600 鉢ほどあり、また期間中の散水も必要なため専用の屋外施設でなければなりません。	【 修正 無 】
8	〃	中学校 185 人は、教育の一環であれば出展者にカウントするのはおかしい。	【生涯学習課】 総合的学習の成果発表の場として出展いただいているものですが、「地域の特色を活かした文化活動」の一環でもあることから出展者数にカウントしているものであり、ご理解願います。	【 修正 無 】
9	〃	もっと経費の縮減が必要ではないかな。	【生涯学習課】 H19 年度は、対前年比 10% 減で経費の縮減に努めているところです。	【 修正 無 】
10	5. 体育指導員等設置事業 (P51)	本事業と体育活動団体支援事業を統合し団体加盟会員を指導員として活用してはどうか。指導員に出してもらうことを体育協会支援の条件とする。	【体育振興課】 体育指導員の委嘱の際には、体育協会から意見を聴取するとともに指導員としても協力をいただいているところです。 体育協会は各加盟団体が運営する任意の団体であり、町では、スポーツ振興や福祉向上を図るため当協会に対し支援を行っています。一方、体育指導委員は、スポーツ振興法に基づき町の規則により設置しており、体育協会と連携協力のもと指導員を確保しています。 加盟団体の独立性を尊重しながらも、協会に所属していない住民からも広く指導員を募っていきたいと考えており、今後も事業を分けて取り組んでまいります。	【 修正 無 】

別紙 1

平成 19 年度美里町事務事業評価 町民意見（パブリックコメント）への対応方針

【提出意見に対する町の考え方】

11	〃	指導者育成支援の対象となった指導者個々の参加率活動率（一定時間以上のみ）も政策評価指標の中に組み込むべきである。	【体育振興課】 体育指導員の活動は多岐にわたるため、各人の活動率をもって成果を捉えることは困難と考えており評価書記載の内容となっています。 なお、実際には、活動する指導委員が偏らないよう月例の指導委員会議で調整を図っています。	【 修正 無 】
12	6. 南郷体育館管理運営事業・スイミングセンター管理運営事業 (P57・59)	管理人は、賃金と嘱託（スイミングセンター）を比較しどちらが経済的か確認する必要がある。	【体育振興課】 スイミングセンターの嘱託職員は、各種教室等事業を遂行するのに必要な特殊な技術を持った人材であり、管理人と全く異なる役割を持っています。 したがって、経済的な比較を行うことには無理があることをご理解願います。	【 修正 無 】
13		今後も「継続」としているが両施設の合併運営等も考えるべきであり更なる改善も必要ではないか。	【体育振興課】 体育振興課の南郷地域担当職員は、南郷体育館の事務室に配置されています。ここでは、南郷体育館、スイミングセンター、野球場、庭球場、グラウンド、野外活動施設等の管理運営をまとめて行っています。	【 修正 無 】
14	〃	施設維持管理費等も、管理人も出来るだけ参加させる職務規程に変え縮減を進めるべきではないか。	【体育振興課】 管理人の主業務は施設貸出管理ですが、正規職員が勤務しない夜間、あるいは、正規職員 1 人のみが勤務する休日に配置するなど最小限の人員で業務を行っており、施設維持管理業務まで手が回らない状況であることをご理解ください。 なお、施設の維持管理費縮減に向け、正規職員の業務拡大を視野に入れながら検討してまいります。	【 修正 無 】
15	7. 美里町立南郷病院運営事業 (P79)	美里町民の患者数・入院者数も指標に組み入れるべきではないか。町民支持を根拠にするのが事業評価の基本である。	【南郷病院】 患者は医師（病院）を選ぶことができますが、医師法第 19 条の「医師の応召義務」により医師（病院）は患者を選ぶことはできません。 病院自らが患者を限定した数値目標を設定することは、法律の理念に反する行為と認識される恐れがあり適切でないと考えられます。	【 修正 無 】

別紙 1 平成 19 年度美里町事務事業評価 町民意見（パブリックコメント）への対応方針

【提出意見に対する町の考え方】

16	8. 保育所・保育園 運営事業 (P107)	児童の延人数が減少していく状況にあるのに職員は 45 人のまま困っている。事業費が 1 億 2 千万円減であるが 19 人の職員が従事しておりまだまだ改善の余地がある。職員の非常勤化や業務委託の中の賃金の二重計上の精査等を通して経費縮減を図って欲しい。	【子育て支援課】 H18 決算額は正しくは 90,224 千円であり、公表した評価書案は管理費並びに人件費の費用が含まれていました。訂正してお詫び申し上げます。 従事する正職員数は小牛田・南郷合わせて 19 人ですが、12 時間保育に対応するため 45 名（給食調理含む）の非常勤・臨時職員を雇用し運営している状況にあります。	【 修正 有 】 ・ 事業名欄の H18 決算額を 90,224 千円に、①賃金報酬等を 70,763 千円に、②消耗品等を 4,033 千円に、③賄材料費に変更し 15,428 千円に修正 ・ 1 事業費及び従事職員数欄の H18 決算事業費を 90,224 千円に、国庫支出金を 402 千円に、うち一般財源を 89,822 千円に修正
17	〃	職員一人当たりの児童数も指標とする他に、職員の給料も事業費の中に含まれるのか。含まれば事業評価の中に当然含めて欲しい。	【子育て支援課】 職員の給料等は事業費に含まれておりません。なお、職員一人当たりの児童数の指標化については、勤務の実情に照らし合わせ適切かどうか今後の検討課題にしたいと考えます。	【 修正 無 】
18	9. 他町保育所委託事業 (P109)	一人当たりの委託費が高いのではないか。参考に町内保育の単位当たりの事業費を示して欲しいし、同様の町内保育の事業費も併せて示して欲しい。	【子育て支援課】 他町保育所委託料は、国が示す基準単価により決められているものです。 単位当たりの事業費での比較については、評価書の「4 本事業の分析」の「効率性の視点」の欄に記載していますが、一人当たり経費は町内 1,373 千円に対し他町委託が 804 千円という状況となっています。	【 修正 無 】
19	10. 児童館運営事業 (P115)	改善の取り組みが緩慢ではないか。	【子育て支援課】 地域で子どもたちを見守り育むことにより、子育ての支援がはかれるよう、今後一層の改善に勤めたいと考えます。	【 修正 無 】
20	〃	児童館の方が子育て支援センターより人手がかからないと思われるが、児童館来館人数の「単位あたり事業費」は 4.7 に対し子育て支援センター運営事業は 2.89 である。 臨時職員数も子育て支援センターは人数が多いのに 1.833 だが、児童館は人数減にもかかわらず、H19 は 1.025 と増えているのはなぜか。	【子育て支援課】 子育て支援センターの自由来館は午前中に集中するのに対し、児童館の放課後児童クラブは午後 7 時まで対応するため人手も費用もかかる状況です。 なお、臨時職員の賃金予算は最大所要額で予算措置しているため、例年、実績（決算）で下回る傾向にありますことをご理解願います。	【 修正 無 】
21	〃	評価指数の変更も考えるべきではないか。（人数ばかりでなく同様の他事業との比較も参考として考えるべきであり、また、統合も視野に考えるべきである。）	【子育て支援課】 政策評価指標のよりの確な設定が、評価の信頼性を高めることになりますので、今後の検討課題といたします。	【 修正 無 】

別紙 1

平成 19 年度美里町事務事業評価 町民意見（パブリックコメント）への対応方針

【提出意見に対する町の考え方】

	〃	—	【子育て支援課】 記載内容に誤りがありました。正しくは右のとおりです。深くお詫び申し上げます。	【 修正 有 】 ・事業名欄：H18 決算額を 21,442 千円に、①賃金・報酬等を 19,167 千円に、②消耗品費等を 1,852 千円に、④を削除 ・事業費及び従事職員数欄：H18 決算事業費を 21,442 千円に、うち一般財源を 17,366 千円に
	保育所・保育園地域活動事業 (P117)	—	【子育て支援課】 記載内容に誤りがありました。正しくは右のとおりです。深くお詫び申し上げます。	【 修正 有 】 ・事業名欄：H18 決算額を 200 千円に、②消耗品・役務費等に変更し 188 千円に修正
22	11.経営体育成基盤整備事業 (P121)	この事業ほど何を目的にしているのか分からない事業はない。事業を行うことを目的としているようにしか思えない。 転作転作と言って税金を使い、また、米あまりのため捨て扶持（すてぶち）として貴重な税金をばらまいている。施策が一貫していない。この時代に水田の整備を行うほど余裕があるのかもっと考えて欲しい。	【産業振興課】 離農する農家が多い中、未来の後継者に作業しやすい農地を残すことが重要であると判断しています。 ほ場整備事業実施の要件は「経営体の育成・確保」であり、また、町の負担以外に農家負担も伴うものですが、農家もそれを理解し所得に余裕がなくても賛同している状況であることをご理解願います。	【 修正 無 】
23	〃	この整備事業により農家所得が上昇したかとか、米以外への転作率、米以外の所得等の指標に改めるべきである。	【産業振興課】 ほ場整備を行うと、作業効率が高くなるため集団的耕作面積が増え、また、認定農業者の耕作農地の拡大も促進される効果があります。このことから、現在の政策評価指標「認定農業者数・集落営農組織数・法人数」は適切な設定であると考えています。	【 修正 無 】
24	〃	この事業は、廃止を目標にすべきである。	【産業振興課】 ほ場整備を行うと、農地が集団化され、作業の省力化が図られます。また、現在後継者不足の中で、魅力ある農業や担い手を育成するためには、本事業は必要不可欠であると考えます。	【 修正 無 】
25	12.集落組織活動事業 (P123)	集落組織改革の啓蒙啓発を税金で行うべきものか。同様の主旨であれば、住民組織啓蒙の事業も展開すべきではないか。	【支所産業振興課】 農業は美里町の基幹産業に位置づけられていますが、少子高齢化、米価の大幅な下落による農業経営の逼迫、生産調整の強化のほか、集落営農組合の組織化・法人化等農政の大転換期	【 修正 無 】

別紙 1

平成19年度美里町事務事業評価 町民意見（パブリックコメント）への対応方針

【提出意見に対する町の考え方】

			にあります。 それらに対応するための集落ぐるみの取り組みに対し、国、県でも重要施策としてとりくんでおり、本町としてもこの集落組織活動事業は今後とも必要な事業と認識しております。 【企画財政課】 なお、住民向けとしては、地域づくり支援事業をはじめ住民組織の活性化を推進するための事業を別途展開しています。	
26	〃	南郷地区住民、それとも小牛田地区住民を馬鹿にしているのか。即廃止が必要である。	【支所産業振興課】 当該事業名では南郷地域を対象に実施していますが、小牛田地域でも集落転作推進対策事業により同様の支援策を講じており、美里町の農業振興を図る上での重点事業であり、継続して取り組まなければならない事業であります。	【 修正 無 】
27	13.農業委員会だより発行等情報宣伝事業(P125)	何の情報宣伝か。あのような事件を農業委員会の中の者が起こしているのに何を言っているのか。 委員会の歳費から抛出させ、自分たちの勉強のためにも出させたらいいのではないか。限られた人たちのための「便り発行事業」は税金で面倒を見る必要がない。	【農業委員会】 農業及び農民に関する情報提供活動は、農業の担い手や地域の求める農地等の効率的な利用の促進や農業経営の合理化等に資する情報の的確な把握及び提供を行うことが期待されていることから農政を推進していく上で大変重要です。農業委員会だよりの発行は年1回ですが、必要に応じて町の広報誌により全町民に対して周知を図っているところです。	【 修正 無 】
28	〃	農業委員会そのものの廃止を見据え、段階的に廃止を考えるべきである。	【農業委員会】 農業委員会は、国の食料・農業・農村基本計画に基づいて、優良農地の確保・有効活用、担い手の育成・確保という重要な使命を担っており、特に、現在、検討されている農地政策の見直しにおいても、農地情報の管理や遊休農地の解消、担い手への面的利用集積で大きな期待がなされ、現在、農業委員による農地パトロールを基礎に遊休農地対策や農地の利用集積に全力で取り組んでいます。 また、平成16年の農業委員会法改正の国会審議において、今後とも独立した行政委員会として農業委員会の必置規制の堅持が付帯決議されているところです。	【 修正 無 】

別紙 1

平成 19 年度美里町事務事業評価 町民意見（パブリックコメント）への対応方針

【提出意見に対する町の考え方】

29	14. 優良繁殖牛貸付基金事業 (P139)	一頭当たり 475 千円も支出してどれだけの付加価値が出て、どれだけの税金が納入されたのかを指標にして欲しい。	【産業振興課】 貸付基金を利用して購入した牛から生まれた子牛は、血統・性別・飼養管理等によって販売金額が異なります。また、各農家の経営内容により所得に差が出ますが、そこまで踏み込んだ調査には限界があると判断します。	【 修正 無 】
30	〃	毎年 26 頭に 1 千 2 百万円の税金を投入するようであるが、同じ牛に毎年 475 千円を投入するのか、それとも 26 頭ずつ増えていくのか。いずれにしても不経済な事業ではないか。この事業の理解を得ることは難しいのではないか。	【産業振興課】 毎年度異なる牛が対象となります。 本事業は、美里町優良繁殖牛貸付基金として基金造成を行い（造成済）、それを原資に年 25 頭分（計画）の繁殖雌牛の購入費用の一部を無利子で貸付（上限 50 万円）するものであります。 5 年後までに貸付金が全額償還され、それを元に新たな貸付を行う仕組みとなっております。	【 修正 無 】
31	〃	この基金に関わった畜産農家が何戸なのかの記載がないのが不自然である。	【産業振興課】 対象農家は、南郷・小牛田・古川各和牛改良組合に加入している 117 戸です。そのうち、平成 18 年度に基金を利用した農家は 22 戸です。	【 修正 無 】
32	15. 農村婦人の家管理運営事業 (P141)	私の住む地区では、生活改善センターの運営を地区住民の会費で運営しているが、その違いを明確にして欲しい。5 区の創作館と同じとするならば機能分担がなされているのか、近くに住宅管理運営のセンターといえる施設があるか確認したい。	【支所産業振興課】 ・生活改善センターは、農村婦人の家とは設置目的・根拠が異なり、ご意見のとおり地区での運営が原則となります。 農村婦人の家は、農村の生活改善の推進、地域社会生活の充実を図るため調理実習室、屋内スポーツも出来る多目的ホール、諸会議室を備え広く町民が活用できる町の施設であり、建設時の地元負担はありません。なお、管理運営は設置地区の区会に委託し、水道光熱費は基本料金を超過した部分だけ負担いただいています。維持補修等の経費についても公の施設であることから必要に応じ町で負担しています。	【 修正 無 】
33	〃	このままの形態で維持する必要はない。即廃止すべきである。	【支所産業振興課】 ・上記目的により国・県の補助事業で建設した公の施設であり、利用上の制約もあります。現在の管理委託形態が最善と考えており、継続するものです。	【 修正 無 】

別紙 1 平成 19 年度美里町事務事業評価 町民意見（パブリックコメント）への対応方針

【提出意見に対する町の考え方】

34	16. 中小企業振興事業 (P143)	今現在の焦げ付き額、未返金額等、融資全体に対する発生件数や金額も参考資料として公表すべきである。	【産業振興課】 ・参考資料として追加します。	【 修正 有 】 H19 年 3 月末現在 保証債務残高 件数 75 件 金額 350,166 千円 代位弁済 件数 1 件 金額 4,663 千円 損失保証額 0 円
制度・様式に関すること				
35	1. 意見募集期間	今回のパブリックコメントは 200 ページをこえる膨大な資料に対するものであり、15 日間という期限は真面目にパブリックコメントを求めるといふ姿勢が感じられない。最低でも 1 ヶ月とすべきである。	【総務課】 今回の試行では、住民意見募集期間を 11 月 30 日から 12 月 14 日までの 15 日間としました。期間が短いとのご指摘もつともであり申し訳ございません。次回以降はページ数も増える予定ですので十分な期間を設定します。	【 修正 無 】
36	2. 評価方式	評価の方法が「自己評価方式」により可能な限り客観的に評価とあり、主管課長が自ら評価する形になっているようだ。これでは客観的評価はとても期待出来ない。世の中では「自己評価」はあくまで一次評価であり、最終評価は証拠書類や実績数値に基づき然るべき評価機関、外部評価としなければ意味がない。	【総務課】 本町では、自己評価の客観性を確保する取り組みの一つとして、外部委員で構成する行政評価委員会を設置し、専門的視点と住民の立場で意見をいただいた上で評価に適切に反映する仕組みを構築しています。 なお、評価そのものを外部法人等に委託することは、その意義、効果、コスト等の点から現在考えておりません。	【 修正 無 】
37	3. 目標年度設定及び住民満足度の信頼性	評価の視点が、「有効性」を「政策評価指標の達成度」、「総合計画の政策毎に調査した住民満足度を活用」などとあるが、住民目線で言えばよくわからない。例えば、平成 27 年度までに達成すべき政策評価指標などというのは、ほとんど意味をなさない事は行政の皆さんはよくご存知だと思う。長くても自分の任期、例えば 2 年後、3 年後の目標値の達成度とすべきだ。 また「住民満足度」と言うが、科学的にかつ統計学的に調査しているのか。	【総務課】 評価の基本となる「目標」の根拠は美里町総合計画としています。総合計画は、今後の本町の“まちづくり”の基本指針であり平成 27 年度を目標年度としその時点での目標値を定めているものです。評価に当たっては、年度毎に目標値を設定しその達成度をもって評価します。 【企画財政課】 平成 18 年度の住民満足度の標本数は、19 歳以上の町民を対象とし、無作為の「層化抽出法」により千人余りの数を確保しており、全体との誤差は統計学的に許容範囲内となっています。なお、2 変数のクロス集計ができるように回収標本数を確保しており、必要な統計処理を実施しています。	【 修正 無 】

別紙 1 平成 19 年度美里町事務事業評価 町民意見（パブリックコメント）への対応方針

【提出意見に対する町の考え方】

38	4. 達成度の定義	政策評価指標の達成度の定義は、「A：達成、B：50%以上達成、C：50%未満、D：停滞、E：逆行」とすべきだ。また、不明というのは不真面目そのものなのでEとすべきだ。 いずれにしろ対前年+でなければ意味がないことを肝に銘ずべきだ。	【総務課】 現行の「B+、B-」を「B、C」と標記することについては、感覚的な部分もありますので今後の検討課題とします。 また、「不明」としているのは、今回指標や初期値を設定した直後のため実績値がないためですので御了解願います。	【 修正 無 】
39	5. 評価の等級数	事業評価は「事業は適切か[○：適切 △：おおむね適切 ×：要見直し]」で実施するようだが、あまりにずさんではないか。「事業の実行状況は適切か」がテーマであるべきですし、評価区分も3段階では「評価一覧」に見られるごとく○か△だけとなり、何となく良くやっていると見えるのではないか。 定量根拠を入れ5段階評価ぐらいは考えて欲しい。公務員の本来業務ということを考えると、例えば、「5：100%以上、4：80%以上、3：60%以上、2：60%未満、1：30%未満」などが考えられる。	【総務課】 多種多様な事務事業を、定量根拠をもって一律に総括評価するためには、あらゆる事業形態に対応できる評価基準が必要であるばかりでなく、精緻さが求められますので、データの把握、分析、説明に膨大な労力を要することとなります。 また、現評価では住民ニーズ、役割分担、効率性などを評価項目としており、定量評価や5段階評価になじまない部分もありますので今後の検討課題といたします。 なお、行政評価の目的は、事業を実行したかどうかではなく、事業実施の成果（アウトカム）を検証し、「次の一手」の判断材料とすることにあると考えておりますので、極力、効率的に作成し「活用できる」書面作りを念頭に進めてまいります。	【 修正 無 】
40	6. 各視点の重み付け	四つの視点からの評価ですが、各視点の重みづけが必要と考える。当面の間は成果重視で有効性に50%の重みづけが必要ではないか。 また、評価の文言は定性的表現ではなく「成果物、書類等」「成果金額」等々具体的な表現とすべきだ。そうでなければ客観的評価とならない。	【総務課】 例えば、有効性が満点でも、本来誰が主体となるべきかを問う「役割分担」が全く適切でなければ、この事務事業の総括評価はかなり低くなると考えるところです。そのようなケースも考えながら今後慎重に検討してまいります。 なお、評価書の文章は、可能な限り具体的な表現で記述し分かりやすい表現となるよう工夫してまいります。	【 修正 無 】
41	7. 実質的成果の考え	今回の資料で感じたのは、行政の皆さんは「格好のつく数字を上げない」と考えているように見える。町民が求めているのは実質的な成果であり、ごまかしの数字とか言葉ではない。真摯に努力しているか否かであり、成果が出なかったとしても、その姿勢は町民の目には自ずと見えてくるものだ。数字が出なくとも、	【総務課】 実質的な成果とは、総合計画に掲げる目標の実現であると考えておりますので、「政策評価指標の達成度」と「事業の個別成果」で表しています。現在において最も適切と認める指標を設定しましたが、十分とは考えておりません。	【 修正 無 】

別紙 1**平成 1 9 年度美里町事務事業評価 町民意見（パブリックコメント）への対応方針****【提出意見に対する町の考え方】**

		恥ずることではなく努力を続けることこそ公務員としての責務ではないか。	さらに適切な指標等があればご提言をいただければ幸いです。 なお、達成度が低い場合は、その理由を分析した上で、どのように改善を図るのか明示するよう図ってまいります。	
(以上)				